

資金決済に関する法律案参照条文

目次

○ 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（抄）	1
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	13
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	14
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	14
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	16
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	16
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	16
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	17
○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	23
○ 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）（抄）	23
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	24
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	28

○ 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 自家発行型前払式証券の発行の届出等（第四条・第五条）
 - 第三章 第三者型発行者の登録（第六条―第十一条）
 - 第四章 表示事項及び発行保証金の供託等（第十二条―第十五条）
 - 第五章 監督（第十六条―第二十二条）
 - 第六章 前払式証券発行協会（第二十三条―第二十六条の三）
 - 第七章 雑則（第二十七条―第三十条）
 - 第八章 罰則（第三十一条―第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、前払式証券の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、その発行等の業務の適正な運営を確保することにより、前払式証券の購入者等の利益を保護するとともに、前払式証券に係る信用の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「前払式証券」とは、次に掲げる証券その他の物（乗車券、入場券その他の政令で定めるもの及びその発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。）をいう。

一 証券その他の物（以下この項において「証券等」という。）に記載され又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に应ずる対価を得て発行される証券等（電磁的方法により証券等に記録される金額に应ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、当該証券等の発行者又は当該発行者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの

- 二 証券等に記載され又は電磁的方法により記録されている物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証券等（電磁的方法により証券等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの
 - 2 この法律において「基準日未使用残高」とは、前払式証券の発行者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下これらの日を「基準日」という。）までに発行したすべての前払式証券の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式証券の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。
 - 一 前項第一号の前払式証券 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額
 - 二 前項第二号の前払式証券 当該基準日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額
 - 3 この法律において「証券金額等」とは、第一項第一号の前払式証券にあつてはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式証券にあつてはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。
 - 4 この法律において「自家発行型前払式証券」とは、前払式証券の発行者（当該発行者と政令で定める密接な関係を有する者を含む。以下この項において同じ。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるとされている前払式証券及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証券をいう。
 - 5 この法律において「第三者発行型前払式証券」とは、自家発行型前払式証券以外の前払式証券をいう。
 - 6 この法律において「自家型発行者」とは、自家発行型前払式証券のみの発行者（その発行者から事業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。）又は個人をいう。
 - 7 この法律において「第三者型発行者」とは、第六条の登録を受けて第三者発行型前払式証券の発行の業務を行う法人をいう。
 - 8 この法律において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。

（適用除外）
- 第三条 この法律は、次に掲げる前払式証券については、適用しない。
- 一 国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式証券

- 二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となって設立された法人（これらの法人のうち、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限る。）が発行する前払式証券
- 三 専ら発行者の従業員に対して発行される自家発行型前払式証券（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式証券
- 四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式証券として政令で定めるもの
- 五 その使用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式証券

第二章 自家発行型前払式証券の発行の届出等

（自家発行型前払式証券の発行の届出）

第四条 自家発行型前払式証券の基準日においてその発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に政令で定める額（第十三条第一項及び第十六条において「届出基準額」という。）を超えることとなったときは、当該基準日の翌日から二月を経過する日（第十二条において「届出期限」という。）までに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。自家発行型前払式証券の発行を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。

- 一 氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団等を含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名
- 二 発行する自家発行型前払式証券の証券金額等の種類
- 三 当該基準日における基準日未使用残高
- 四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の届出をした自家発行型前払式証券（次条及び第十六条において「届出自家発行型前払式証券」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（届出自家発行型前払式証券の地位の承継等）

第五条 届出自家発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は届出自家発行型前払式証券について合併、会社分割（当該自家発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、会社分割により当該事業の全部を承継し

た法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前払式証券の発行に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、その届出自家型発行者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出自家型発行者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 届出自家型発行者は、自家発行型前払式証券の発行を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 届出自家型発行者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 届出自家型発行者たる人格のない社団等が消滅したときは、その代表者又は管理人であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三章 第三者型発行者の登録

（登録）

第六条 第三者発行型前払式証券の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行つてはならない。

（登録の申請）

第七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
- 二 資本金又は出資の額
- 三 役員の氏名又は名称及び住所
- 四 発行する前払式証券の証券金額等の種類
- 五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第八条 内閣総理大臣は、第六条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

三 第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 第三者型発行者が第二十条第一項の規定により第六条の登録を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該第三者型発行者の役員であった者で、当該取消の日から三年を経過しないもの

六 第三者型発行者前払式証券の発行の業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(第三者型発行者の地位の承継等)

第十条 第三者型発行者が第三者発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合併若しくは会社分割（当該第三者発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第五条第二項から第四項までの規定は、第三者型発行者について準用する。この場合において、同条第三項中「自家発行型前払式証券」とあるのは、「第三者発行型前払式証券」と読み替えるものとする。

3 第三者型発行者が合併以外の事由により解散したとき、又は第三者発行型前払式証券の発行を廃止したときは、当該第三者型発行者の第六条の登録は、その効力を失う。

（変更の届出）

第十一条 第三者型発行者は、第七条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を第三者型発行者登録簿に登録しなければならない。

第四章 表示事項及び発行保証金の供託等

（前払式証券の表示事項）

第十二条 自家型発行者及び第三者型発行者（以下「自家型発行者等」という。）は、その発行する前払式証券（自家型発行者にあつては、届出期限後に発行するものに限る。）に、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
 - 二 住所又は当該前払式証券の発行に係る営業所若しくは事務所の所在地
 - 三 当該前払式証券の証券金額等
 - 四 当該前払式証券を使用することのできる期間又は期限が設けられている場合は、当該期間又は期限
 - 五 その他内閣府令で定める事項
- （発行保証金の供託等）

第十三条 自家型発行者等は、基準日において、その発行した前払式証券の基準日未使用残高（次条第一項の権利の実行の手続が終了した日以後の基準日にあつては、同条第二項の公示に係る前払式証券がないものとみなして第二条第二項の規定により算出した額。以下この項及び第六項において同じ。）が届出基準額を超える額で政令で定める額を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を当該基準日の翌日から二月以内に主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の発行保証金につき供託をすべき自家型発行者等は、政令で定めるところにより、当該自家型発行者等のために所要の発行保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき、同項の発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

3 第一項の発行保証金につき供託（前項の契約の締結を含む。以下この項及び第五項並びに第三十三条第二号において同じ。）をした自家型発行者等は、基準日ごとに、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該基準日に係る発行保証金の供託につき、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 内閣総理大臣は、前払式証券の購入者等の利益の保護のため必要があると認めるときは、第二項の契約を締結した自家型発行者等又はその契約の相手方に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 第一項又は前項の規定により発行保証金につき供託をした自家型発行者等は、次条第一項の権利の実行の手続の終了その他の事実の発生により、発行保証金の額（契約金額を含む。次項において同じ。）がその事実が発生した日の直前の基準日における基準日未使用残高（同条第一項の権利の実行の手続が終了した日の直前の基準日にあつては、同条第二項の公示に係る前払式証券がないものとみなして第二条第二項の規定により算出した額）の二分の一に相当する額に不足することとなつたときは、内閣府令で定めるところによりその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は前二項の規定により供託した発行保証金は、基準日において基準日未使用残高が第一項の政令で定める額以下となつたとき、又は基準日において発行保証金の額が基準日未使用残高の二分の一に相当する額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）をもってこれに充てることができる。

8 前各項に規定するもののほか、自家型発行者等の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(発行保証金の還付)

第十四条 前払式証券の所有者は、前払式証券に係る債権に関し、当該前払式証券を発行した自家型発行者等に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 内閣総理大臣は、前項の権利の実行の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(名義貸しの禁止)

第十五条 第三者型発行者は、自己の名義をもって、他人に第三者発行型前払式証券の発行の業務を行わせてはならない。

第五章 監督

(前払式証券の発行の業務に関する帳簿書類)

第十六条 届出自家型発行者（第五条第三項の届出をした者で、その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高が届出基準額を超えるものを含む。）及び第三者型発行者（次条及び第十八条において「届出自家型発行者等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、その前払式証券の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第十七条 届出自家型発行者等は、基準日ごとに、当該基準日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した前払式証券の発行の業務に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式証券の発行額として内閣府令で定めるところにより算出した額

二 当該基準日における基準日未使用残高

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の報告書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)

第十八条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、届出自家型発行者等に対し、その業務若しくは財産に関し参

考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、第三者型発行者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(業務改善命令)

第十九条 内閣総理大臣は、第三者型発行者の前払式証券の発行に係る業務の運営に関し、前払式証券の購入者等の利益を害する事実があると認めるときは、購入者等の利益の保護のため必要な限度において、当該第三者型発行者に対し、当該業務の方法の変更その他当該業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者発行型前払式証券の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九条第一項第二号又は第五号に該当することとなったとき。

二 不正の手段により第六条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

2 内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員
の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該
第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第六条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第二十一条 内閣総理大臣は、第十条第三項の規定により第六条の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項
の規定により第六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その
旨を公告しなければならない。

第六章 前払式証券発行協会

(前払式証券発行協会)

第二十三条 その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いる公益社団法人は、自家型発行者等を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあり、かつ、前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的とするものでなければならぬ。

2 前項に規定する公益社団法人（以下この章及び次章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(届出)

第二十三条の二 協会は、第二十五条各号に掲げる業務を開始したときは、その旨を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(名称の使用制限)

第二十四条 協会でない者は、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に前払式証券発行協会会員という文字を用いてはならない。

(協会の業務)

第二十五条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 前払式証券の発行に係る業務を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に関し、契約の内容の適正化その他前払式証券の購入者等の利益の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う前払式証券の発行に係る業務に対する前払式証券の購入者等からの苦情の解決

四 前払式証券の購入者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第二十六条 協会は、前払式証券の購入者等から会員の行う前払式証券の発行に係る業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(立入検査等)

第二十六条の二 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督命令)

第二十六条の三 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 雑則

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第二十七条 第三者型発行者について、第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失ったとき、又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは、当該第三者型発行者であった者又はその一般承継人は、当該第三者型発行者が発行した第三者発行型前払式証券に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお第三者型発行者とみなす。

(財務大臣への資料提出等)

第二十七条の二 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式証券に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、前払式証券に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、自家型発行者等又は協会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（内閣府令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（経過措置）

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なとされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の登録を受けないで第三者発行型前払式証券の発行の業務を行った者

二 不正の手段により第六条の登録を受けた者

三 第十五条の規定に違反して、他人に第三者発行型前払式証券の発行の業務を行わせた者

第三十二条 第二十条第一項の規定による発行の業務の停止の命令に違反して、第三者発行型前払式証券の発行の業務を行った者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項又は第五項の規定に違反して、供託を行わなかった者

三 第十三条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十条第二項において準用する第五条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十二条の規定に違反して、同条各号に掲げる事項の表示をせず、又は虚偽の表示をして前払式証券を発行した者

四 第十六条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

五 第十七条第一項の報告書若しくは同条第二項の書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者

六 第十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第十九条の規定による命令に違反した者

八 第二十四条第二項の規定に違反して、その名称中に前払式証券発行協会会員という文字を用いた者

九 第二十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条 第四条第二項又は第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項において準用する第五条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

三 第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十六条の三の規定による命令に違反した者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項から第五項まで又は第十三条第三項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いた者

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総

理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（次条第三項において「信託受益権販売業」という。）

三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）

四 財産に関する遺言の執行

五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産の管理

ロ 財産の整理又は清算

ハ 債権の取立て

ニ 債務の履行

2・3 (略)

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四〇十五 (略)

②〇

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）
（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 三 （略）

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十二 （略）

2 9 （略）

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 三 （略）

四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十六 （略）

2 11 （略）

（事業の種類）

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 （略）

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十 （略）

2 9 （略）

（事業の種類）

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 （略）

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十一 （略）

2 9 （略）

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）
（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 〇九 （略）

二 〇八 （略）

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

二 〇一六 （略）

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

二 〇一五 （略）

（外国銀行の免許等）

第四十七条 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国

銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

二 〇一四 （略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずするとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 不利益処分を書面とするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならぬ。

第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間

を經過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であったことのある者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書類の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

ない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第二十四条第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分における名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、

不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（振替債の供託）

第二百七十八条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、第二条第一項第一号から第十号まで及び第十一号に掲げるもので振替機関が取り扱うもの（以下この条において「振替債」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条に規定する供託所をいう。以下この条において同じ。）に供託書を提出し、かつ、当該振替債について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項の振替の申請をしなければならない。

255 （略）

○ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（免許）

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(免許)

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

2～9 (略)

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十一 (略)

十二 委員会設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「委員会」という。）を置く株式会社をいう。

十三～三十三 (略)

三十四 電子公告 公告方法のうち、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。

(取締役の資格等)

第三百三十一条 (略)

2 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。

3・4 (略)

(取締役の任期)

第三百三十二条 (略)

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く。）において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3・4 (略)

(会計参与の任期)

第三百三十四条 第三百三十二条の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 (略)

(監査役の資格等)

第三百三十五条 第三百三十一条第一項及び第二項の規定は、監査役について準用する。

2・3 (略)

(監査役の任期)

第三百三十六条 (略)

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

3・4 (略)

(執行役の選任等)

第四百二条 (略)

2・4 (略)

5 株式会社は、執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない委員会設置会社については、この限りでない。

6・8 (略)

(適用除外)

第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日

二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日

三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなつたこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

(電子公告調査)

第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

(調査の義務等)

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

2 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。

3 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。

4 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

(電子公告調査を行うことができない場合)

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与し

た場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

- 一 当該調査機関
- 二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）
- 三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人
- 四 理事等又は職員のうち当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第九百五十一条（略）

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（改善命令）

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反しているとき、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（調査記録簿等の記載等）

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求
- 二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（定款の記載又は記録事項）

第十一条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度

2 （略）

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

第一百三十一条 一般社団法人（一般社団法人の成立前であつては、設立時社員。次条から第三十四条まで（第三十三条第一項第一号を除く。）及び第三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続